

サラリーマンにも確定申告？

1. 新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございました。本年も変わりませず、ご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

会計事務所では新年明けますと、早速、確定申告の準備が始まります。ここで、「確定申告って何？」と思われる方、意外と多いのではないのでしょうか。そこで今回はサラリーマンにも関わりのある確定申告の話題を取り上げたいと思います。



2. 確定申告が必要になるとき

住宅ローン控除を初めて受けるとき

サラリーマンにとっての初めての確定申告は、マイホームを取得して住宅ローン控除を受けるときが多いと思われます。住宅ローンを利用してマイホームを取得し、一定の要件を満たした場合には住宅ローン減税を居住年以後 10 年間（又は 15 年間）受けることができます。この場合、初年度については、確定申告期間中（居住を開始した年の翌年 2 月 16 日～3 月 15 日までの期間）に税務署へ赴き、住宅ローン減税を受けるため確定申告書を作成して提出する必要があります。

なお、2 年目以降は税務署から送られてくる「年末調整のための住宅ローン控除証明書」等を会社へ

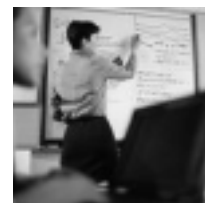
提出すれば年末調整で控除を受けることができます。

株式投資している場合

サラリーマンがネットで株式投資・FX投資等をして利益を得た場合にも原則として確定申告が必要となります。

但し、株式投資について「特定口座」を開設し「源泉徴収する」を選択されている方は確定申告の必要はございません。また、株式投資・FX取引等の売却利益額（所得）が年間 20 万円以下で、その他に所得がないサラリーマン（給与所得者）であれば、これらは確定申告する必要はございません。

また、株式投資について株の下落で譲渡損失が生じた場合、あえて確定申告をすることで損失を翌年に繰越すことができます。この場合、翌年以降の株式投資で利益が出た場合、その利益と繰越損失を通算することができ、税金の負担を軽くすることができます。手間はかかりますが確定申告することをおすすめします。



3. おわりに

このほかにも、家族の医療費を多額に支払った場合や、災害・盗難にあった場合にも確定申告をすることで税金が還付されることがございます。

いずれにせよ、確定申告について不明点がございましたらお気軽にご質問ください。